

教育委員会3月定例会議事録

会議名 教育委員会3月定例会

開催日 平成30年3月23日（金）午後1時30分～午後2時28分

開催場所 本庁2階 第1会議室

出席者 高須教育長、岩根教育長職務代理者、藤田委員、玉井委員、真野委員

事務局等出席者

荻野学校教育部長、有山教育監、野呂教育監、良社会教育部長、藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長、田伏社会教育部次長兼社会教育課長、青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、玉川施設給食課長、若林学務課長、山口教育指導課長、遠藤教育研修センター所長、寺西文化スポーツ室課長、尾崎中央図書館長、赤堀青少年課長、川原青少年課課長、高宮教育政策総務課長代理兼係長、中村教育政策総務課係長、河野（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会3月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は岩根教育長職務代理者にお願いいたします。

本日の案件は、議決事項が4件でございますが、追加議案として、議案第11号、寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則についてが提出されております。

そこで、議案第11号、寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則についてを追加し、議案第10号の後に、議案第11号の順で審議することといたします。

それではまず、本日の配付資料について確認をしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会議案書及び追加議案書でございます。

また、教育長及び委員の皆様方には、大阪府教育庁が発行しております、平成30年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項の冊子を配付しております。

以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1ページ、2月・3月教育委員会一般事務報告について、お伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

2月・3月の一般事務報告をいたします。

まず、行事関係の報告でございますが、2月27日から3月19日まで、平成30年3月市議会定例会が開催され、2月28日、3月12日、13日に文教常任委員会が開催されました。

なお、2月の教育委員会臨時会及び定例会において議決いただきました、市長からの意見聴取に関する議案につきましては、全て可決されましたので、併せて報告をさせていただきます。

次に、3月16日に教育委員懇話会を開催いたしました。

最後に、本日3月23日に教育委員会3月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会の後援の状況について報告いたします。

2月8日から3月8日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で13件ございました。そのうち新規は1件でございます。内容につきましては、子供を中心とした教育実践について、報告・検討をする学習会及び講演会でございます。

その他、継続の後援が12件でございました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

3月の行事報告をさせていただきます。

3月9日に中学校、3月16日に小学校の卒業証書授与式が開催されました。

各校とも教職員と児童生徒が一体となった感動的な式であったとの報告を多く受けております。

なお、国旗掲揚、国歌斉唱につきましては、全ての学校で遗漏なく実施ができました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

2月25日に寝屋川ハーフマラソン2018を開催させていただきました。真野委員におかれましてはランナーとして御参加いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、3月10日に教育委員長杯から教育長杯に名称を変更した、軟式野球大

会が開催されました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、田伏次長。

○田伏社会教育部次長兼社会教育課長

3月の一般事務報告をいたします。

3月22日に平成29年度第5回社会教育委員会議が開催されました。

内容につきましては、平成29年度社会教育部事業報告及び平成30年度事業計画、平成30年度社会教育施策に関する提案書の回答、その他についてでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に2ページ、3月・4月教育委員会行事計画書について、お伺いいたします。

事務局から何かございませんか。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

4月19日に教育委員懇話会、教育委員会4月定例会の開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、御出席を賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

4月の行事計画の報告をさせていただきます。

4月3日午後2時から、平成30年度の校園長会を教育研修センターにて開催をいたします。

また、4月5日に小学校、4月6日に中学校の入学式が開催される予定でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

4月6日午後7時から、教育委員会主催事業であります、市民体育大会総合開会式が中央公民館で開催されます。本年度も行事計画書に記載しておりますように、市民体育大会テニスの部、空手道の部、バスケットボールの部、サッカーの部、バレーボールの部ということで、20種目、22競技において、熱戦が繰り広げられます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、3月・4月教育委員会行事計画書については、予定どおり、よろしくお願ひいたします。

次に、3ページでございます。

議案第7号、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、若林課長。

○若林学務課長

ただ今御上程いただきました議案第7号、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、国が定める特定教育・保育施設等の利用者負担の上限額基準について、平成30年4月1日に、子ども・子育て支援法施行令の一部改正が予定されていることから、同規則の一部改正を行うものでございます。

説明につきましては、条文の朗読を省略させていただき、5ページの新旧対照表において御説明いたします。上段が現行、下段が改正案でございます。

この表のC階層2の市町村民税所得割課税額が77,100円以下の一般世帯の第1子につきまして、これまで10,000円としておりましたところを8,000円に、また第2子につきましては、これまで5,000円としておりましたところを4,000円としております。

なお、附則といたしまして、施行期日につきましては、この規則は平成30年4月1日から施行するものとし、また経過措置といたしまして、この規則による改正後の寝屋川市立幼稚園条例施行規則別表第2の規定は、平成30年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月以前の月分の保育料については、なお従前の例によるものとしております。

さらに、準備行為といたしまして、新規則の規定に基づく保育料の決定等の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができるとしております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

それでは、私から、この改正に当たる背景、就学前教育、また本市の保育所園との関連等について、教えてください。

はい、若林課長。

○若林学務課長

この改正につきましては、国で幼児教育の無償化の段階的な推進に伴い、先ほど御説明しましたように、一部、基準額が引き下げられました。今回の対象は、公立幼稚園及び1号認定の認定こども園利用者の一部該当者であり、2号認定及び3号認定の保育所園、認定こども園の金額の変更はございません。

本市として、公立幼稚園及び1号認定の認定こども園利用者の他の階層とのバランス等も含め、利用額について検討した結果、該当（別表内C階層）の引き下げを行うものでございます。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第7号、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、6ページでございます。

議案第8号、平成30年度学校園に対する指示事項についてを議題といたします。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

ただ今御上程をいただきました議案第8号、平成30年度学校園に対する指示事項について、平成30年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市立各校園に本市教育委員会の学校園に対する指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るためにございます。

では、7ページをお開きください。

大阪府教育庁の平成30年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項の内容や、次年度の事業等を踏まえまして、本年度の内容から変更した箇所については波線で表記をさせていただいております。

それでは、大きく変更させていただきました部分について御説明をさせていただきます。15点ございます。

11ページをお願いいたします。

小中一貫教育の推進の項目についてです。その中の3行目、小中一貫校移行に向けた取組といたしまして、全市的な小中一貫校への移行に向け、「指導体制の一体化」

「学びの連続性」の実現により、「義務教育全体の質の向上」に努めることを、追加いたしました。

また、同じ項目の7行目、新学習指導要領に向けた取組といたしまして、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、組織的・計画的なカリキュラム・マネジメントに努め、小中9年間を見通したカリキュラムの作成や見直しなど、より具体的な取組を推進することという内容を追加しております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

服務規律の徹底、働き方改革の項目についてです。以前は、服務規律の徹底といたしまして、長時間勤務の縮減に向けた取組についても同じ項目に記載をしておりましたが、働き方改革の項目を新たに設けさせていただいております。定時退勤日や全校一斉退勤日、ノークラブデー（部活動休養日）を明確にし、実施することという内容を追加しております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

3点目ですが、危機管理体制の確立の項目についてです。その中の12行目、学校安全における3領域といたしまして、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域全ての観点から、学校安全の推進体制を整備することといたしまして、文部科学省からも示されております学校安全の領域について、明記をしております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

4点目、自ら学び考える力の育成の上段の四角囲みの中でございます。休業日等学習支援事業につきまして、次年度から拡充を行うことから、その中の5行目ですが、民間事業者による学習支援（小学5年生～中学3年生までの希望者）である「小・中学校休業日等学習支援事業」等を活用し、個に応じた教育を一層推進することといたしまして、対象学年の拡充を明記しております。

同じく15ページになります。

5点目ですが、指導方法の工夫・改善の項目についてです。新学習指導要領で示されております内容並びに府教育庁から示されております教材等を反映しております。

まず、1行目ですが、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ユニバーサルデザインの授業づくりや「ことばの力を確実に育む」（平成29年11月）を活用した言語活動を大切にした授業の実施・対話を重視した授業づくり等に取り組むことということを明記しております。

また、同じ項目の6行目、ICT機器の効果的な活用に向けまして、コンピューター等のICT機器を有効活用し、児童生徒のICT機器活用能力を育成することという内容を明記しております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

英語教育の充実の項目についてでございます。国や府教育庁から示されております新教材の活用といたしまして、この項目の4行目でございます、「We Can！」・「Let's Try！」（平成30年2月）等の文部科学省が作成した教材や「英語によるコ

「コミュニケーション力の土台となる力を育む」（平成30年2月）の活用について、明記しております。

また、同じ項目の22行目、下から2行目になりますが、指導上の留意事項といたしまして、中学校では実際のコミュニケーションの場面において活用できる技能を身につけられるよう指導を行うこと。その際、「英語による英語の授業」を基本とするよう指導すること。小学校では音声で慣れ親しんだ表現などを「読むこと」「書くこと」につなげる指導を行うことと明記しております。

続いて、17ページになります。

7点目、情報教育の充実の項目についてでございます。情報モラルの育成に向けまして、この項目の16行目ですが、ネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に向け、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うとともに、必要に応じて「大阪府子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応することと明記しております。

同じく17ページ、8点目になります。キャリア教育の推進の項目についてでございます。小中9年間だけでなくその前後も含めた連続性を視野に入れるということから、1行目になりますが、幼児期の教育から高等学校教育への連続性も視野に入れという内容を追加いたしました。

続きまして、19ページから20ページにかけてでございます。

9点目、道徳教育の充実の項目についてです。次年度から、小学校におきまして道徳が特別の教科となることを含めまして、まず1行目ですが、道徳教育については、「道徳科」・「道徳の時間」を要とすることという内容を、また、同じく8行目になりますが、児童・生徒の実態や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定め、各教科等との連携を図りながら、道徳教育の全体計画、全体計画別葉及び年間指導計画を作成することという内容、更に21行目になりますが、児童・生徒が道徳的価値観を自分事とし、多面的・多角的に考えたり議論したりすることにより、多様な価値観に触れながら、自己や人間としての生き方について考え、より良い方向を目指す、資質・能力を育むよう指導すること。その際、問題解決的な学習や体験的な学習などを通して、様々な場面において、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育成すること。評価に当たっては、児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努めるとともに、小学校においては、児童の成長を認め励ます個人内評価を行うことという内容を追加しております。

続きまして、20ページでございます。10点目といたしまして、人権尊重の教育の推進の項目でございます。新たな人権課題といたしまして、この項目の12行目ですが、性的マイノリティという内容を追加しております。

続きまして、21ページでございます。11点目、虐待の防止の項目といたしまして、職員間の連携ということで、9行目ですが、児童生徒支援人材や家庭教育サポートーと連携しという内容、また関係諸機関との連携といたしまして、14行目になりますが、

中央子ども家庭センターやこどもを守る課に速やかに通告するとともに、警察等関係諸機関とも連携しという内容を追加しております。

続きまして、23ページから24ページをお願いいたします。

12点目ですが、いじめへの対応の項目についてでございます。寝屋川市のいじめ防止基本方針等の改定もございましたので、その内容も踏まえまして、一番下の行になりますが、加害児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした指導に努めるとともに、被害児童・生徒の心理的ケアに努めるよう指導すること。また、全ての児童・生徒自らがいじめを乗り越える力を引き出すことや、いじめを起こさない集団づくりに努めること。いじめの解消については、相当の期間においていじめに係る行為が止んでいること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを日常の観察や面談等で確認し、注意深く見守ることが重要であるとともに、解消後においても再発防止に努めることと追加しております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

13点目といたしまして、不登校の対応の項目についてでございます。昨年度は、いじめ・不登校の解消ということで、二つの内容を併せて記載をしておりましたが、不登校の対応ということで、新たな項目として項立てで明記をしております。

続きまして、27ページになります。

14点目、特色ある幼稚園づくりの項目についてでございます。その下の項目にございます、指導内容の工夫・改善に記載をしていた内容ですが、また地域の人材を活用して、家庭や地域社会における幼児教育の在り方などを踏まえた教育活動を行うことを、この項目へ移動をしております。

同じく27ページ、最後15点目になります。指導内容の工夫・改善の項目についてですが、幼稚園教育要領の内容を反映いたしまして、5行目に、幼稚園教育要領で示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し、取り組むことという内容を記載しております。

なお、29ページ以降に新旧対照表も添付しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、岩根教育長職務代理者。

○岩根教育長職務代理者

先日の懇話会においても内容の説明をしていただき、私から3点ほど質問いたしましたが、その中で再度お聞きしたい箇所がございます。

議案書15ページ、自ら学び考える力の育成の中の波線部分にあります、民間事業者による学習支援（小学5年生～中学3年生までの希望者）である「小・中学校休業日等学習支援事業」等を活用しとありますが、昨年度は、中学3年生だけの希望者でしたが、今年度は、私の記憶が間違いなければ、全中学生の希望者、また新年度は小学

5年生からが対象となり、ますます拡充が進んでいると考えます。

拡充を行う中で、どのような成果で、どのように成果が伸びているか、また実際の子供たちの様子、また学ぶ意欲等をどのように図っているかについて、教えてください。

○高須教育長

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

本事業につきましては、今年度が2年目であり、中学生の段階的な実施を行ってきたことによりまして、学ぶ習慣の定着、基礎や基本の定着について成果が見られますことから、来年度につきましては、小学校の段階からそのような習慣の定着を図るために、拡充の実施を予定しております。

実際のアンケート等を保護者、生徒も含めて行っておりますが、やはり学ぶ意欲が高まったとの回答もたくさんいただいておりますので、この2年間の実施によりまして、非常に成果が上がっていると考えております。

以上でございます。

○高須教育長

はい、岩根教育長職務代理者。

○岩根教育長職務代理者

今の説明で理解しましたが、昨年度まではインターネット等を活用した、議案書31ページの新旧対照表で見ると、平成29年度の行にあります、インターネットコンテンツ（全中学生対象）や外部講師による学習支援（全中学生の希望者対象）から、平成30年度は、民間事業者による学習支援（小学5年生～中学3年生の希望者）に変更していますが、これは何か内容を大きく変更しましたか。

○高須教育長

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

文言の整理等を行い変更しておりますが、インターネットコンテンツこれは中学生対象にはなっておりますが、そういったところの活用については変更はございません。

○高須教育長

はい、岩根教育長職務代理者。

○岩根教育長職務代理者

本年度は大きく変更しておらず、文言の整理を行っただけであると認識してもよろしいですか。

○高須教育長

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

はい、そのとおりでございます。

○岩根教育長職務代理者

はい、分かりました。ありがとうございます。

○高須教育長

小学校5、6年生についても、インターネットコンテンツはありましたか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

インターネットコンテンツにつきましては、全ての中学生を対象としております。

小学生につきましては、個別学習支援のみにはなっておりますが、参加の申し込みがあれば、学習支援とセットにして計画しておりますので、インターネットコンテンツの活用を考えております。

○高須教育長

はい、分かりました。

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

はい、藤田委員。

○藤田委員

議案書8ページ、「はじめに」という箇所について、中段部分にあります英検の受検料補助の対象が小中学生・教員とありますが、受検料の補助をしていただける教員の対象要件は、年齢や経験等に全く関係はありませんか。

○高須教育長

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

小学校につきましては、全ての教員へ声掛けをしておりまして、御希望いただいた方を対象にしております。

中学校につきましては、英語科の教員を対象にしております。

○藤田委員

はい、ありがとうございます。続いてよろしいですか。

○高須教育長

はい、藤田委員。

○藤田委員

議案書12ページ下段の教育研究員活動の充実について、13ページの上段に、小中一貫カリキュラムの作成に向けて研究を行いとありますが、その教育研究員は、全教科を募集されて、小中一貫校設立に向けてのカリキュラムづくりをされていくことだと思いますが、教育研究員の募集について、今年はどのように考えておられますか。

また、それに関連して、議案書16ページに9年間のカリキュラムの作成が記載されており、そこでも、9年間を見通した系統的なカリキュラムを作成するとありますので、これは各中学校区で行われることですが、その教育研修センターで行う小中一貫カリキュラムと、各校で行う系統的なカリキュラムの作成の整合性はどのようにされ

ていますか。

○高須教育長

はい、遠藤所長。

○遠藤教育研修センター所長

教育研究員の小中一貫カリキュラムの作成は、学校でそれぞれ作成する際にいかせる形で、どのようにすればよいかというような観点で研究を進めているところでございます。

今年度につきましては、国語、算数・数学、英語・国際コミュニケーション科、ICT、生徒指導の5つの部会で研究を進めさせていただきまして、2年計画ですので来年度にはある程度の一覧でお示しできたらと考えます。今年度も研究の途中経過は、2月21日に実施しました研究発表会で報告し、市内で共有させていただきました。

来年度につきましては、募集状況にはよりますが、教科を少し広げた形で進めていきたいと考えております。

○高須教育長

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

今、遠藤所長からもありました教育研究員の活動と併せまして、校長会、教頭会からも御参画いただいております小中一貫教育推進会におきましても、カリキュラムの作成に向けて、いろいろな事例を集めたりするなど、同時に進めてまいりますので、その点につきましても、教育研修センターと連携しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○高須教育長

藤田委員、よろしいですか。

○藤田委員

はい。ありがとうございました。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

○真野委員

私は、この指示事項を初めて拝見いたしました。昨年と今年の両方の新旧対照表を拝見しましたが、今年は学校の現状であるとか、それからこれまでの市の施策の流れであるとか、それから新学習指導要領、その辺りを踏まえて、非常にボリュームがアップしたという思いがありますが、ただ、それは良い意味で、非常に分かりやすくなっていると思いました。

そのような中で、少しお聞きしたい点は、議案書23ページのいじめへの対応です。

先般、市のいじめ防止基本方針を改定し、それに伴って各学校ではいじめ防止の基本方針をつくっていると思いますが、現在の進捗状況と、これからどのようにしてい

くのかということを教えてください。

また、例年同様かもしれません、この指示事項をどのような形で教職員に周知していくのかについても、教えていただけますか。

○高須教育長

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

まず、市のいじめ防止基本方針の改定を踏まえました現在の進捗状況ですが、校長会等とも連携をさせていただく中で、現在、各学校の方針の改定作業を行っております。年度末ということもありますので、4月になりましたら各学校が新しいものを教職員に示し、新年度から新しい学校の方針の下、動き出す計画を今進めています。

また、この指示事項につきまして、今後の周知の方向ですが、4月3日に開催いたします校園長会におきまして、全校長に対してお示しいたします。それを基に、校長会だけではなく教頭会も含めまして、定期的にお示しをさせていただきながら、内容についての指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高須教育長

真野委員、よろしいですか。

○真野委員

はい、よろしくお願いします。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

○真野委員

私から要望を2点ほど申し上げます。

まず、指示事項について、周知徹底をするということにも関わってくると思いますが、議案書12ページにあります学校教育自己診断の活用について、結果については学校だよりや市のホームページ等を通じて共有することで、保護者等に説明責任を果たすということですが、ここで私の一点目の要望は、各校のホームページの工夫、改善、あるいはホームページの充実を図っていただきたいということです。

私は、その時々において学校のホームページを拝見していますが、例えばホームページの中で校長先生の名前がすぐにはわからないことがあります。

できれば校長先生の挨拶とともに顔写真等もあると、非常に分かりやすく有り難いと思っています。セキュリティーの問題であるとか、あるいはホームページを管理・作成する人材、その辺りの課題もあるかと思いますが、分かりやすいようにしていただきたいというような思いを持ってています。

また、学校教育自己診断について、ホームページにアップしている中学校を見ておりましたが、このページに結果をアップしているとすぐに分かったのは1校だけで、

もしかしたら、学校だよりのページに載せておられるのかとは思いましたが、学校だよりのどこを見たらいいのかということも分からないので、その辺りも工夫、改善していただけたらと考えます。

いざれにしろ保護者の方や市民の方に分かりやすいようなホームページをお願いしたいと考えています。

この件について、現在考えておられることがありましたら、お答えいただけると有り難いと思います。

それから、もう1点ですが、これは少し気になったことですが、議案書中の文言の中で、障害の「害」の字が平仮名表記でないところが気になっています。これは、市の判断でされることですが、大阪府では平成20年に平仮名表記にし、大阪府から発出する文書等は平仮名表記で行うこととなっております。

それに伴い、何市町村かは平仮名表記にしていると思いますが、平仮名表記になつたきっかけの一つに、実は私が以前勤務していた学校に足の不自由な、車椅子の女子生徒がおりましたが、その生徒がいわゆる人権作文に、内容は全て詳しくは覚えていませんが、「障害の害の字、健常者の方から見たら私は害ですか。」とありました。

「障害の害を見るたびに、何か辛い思いをします。私は障害とともにずっと生きていくわけですが、自分らしく生きていきたいという中で、この害がすごく気になります。」とありました。それが「害」の字を平仮名表記にする一つのきっかけになりました。私にはその思いがあるので、これを拝見し、障害の「害」の字がやはり気になりました。

この冊子の表紙には「ふくらまそう夢・育てよう未来の宝」と書かれています。やはり全ての子供たちが気持ち良く、自分らしく生きていくという意味では、この辺りをもう少し検討を、既にそのような話も以前にされたと思いますが、更にまた当時から時間も経過しているということで検討していただけたらどうかという思いがあります。

今すぐにでも、この指示事項を変更していただきたいという訳ではありません。今後に向けて、その辺りもじっくり検討いただけたらと思います。

以上、この2点よろしくお願ひします。

○高須教育長

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

まず、1点目のホームページの件につきましては、今年度につきましても、学校ホームページは定期的な更新等について、各学校に注意喚起をしておりますので、貴重な情報源ということもありますので、分かりやすく、内容の充実も含めて引き続き学校へ指導をしていきたいと考えております。

○高須教育長

はい。

2点目についての説明をお願いいたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

2点目の障害の害の漢字につきましては、市の組織の中の福祉部において、障害福祉課という課が現状ございまして、機構改革で障害福祉室という名前を検討されたところがありまして、その際に害を漢字にするか、平仮名にするかということで、庁内で議論をされたように記憶しております。その結果、寝屋川市としましては、現在のところは漢字としての害を表記しており、今も組織的には、福祉部障害福祉課という表記で全て漢字を使って記載している部分がございます。

以上でございます。

○高須教育長

真野委員、よろしいですか。

○真野委員

はい、よろしくお願いします。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。議案第8号、平成30年度学校園に対する指示事項についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、37ページでございます。

議案第9号、寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

ただ今御上程いただきました議案第9号、寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について、御説明をさせていただきます。

議案書の37ページをお開きください。

本案は、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、教育委員会が本市スポーツの推進に係る体制の整備を図るために必要な者を、スポーツ推進委員として委嘱するものでございます。

このたび、任期満了に伴い、新たに委嘱者を御提案するものでございます。

次のページをお開きください。

平成30・31年度寝屋川市スポーツ推進委員被委嘱者名簿を御参照ください。

委嘱者35名のうち、再任が28人、新任が7人でございます。

委嘱期間につきましては、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

○真野委員

スポーツ推進委員ということで、市のスポーツの推進や振興に御尽力いただいている方だと思います。この人員配置は、各中学校区に均等に配置しているのか、その辺りを教えていただきたいということと、もう一つは役割、担当する内容についてですが、これはやはりこの間に開催したようなハーフマラソン等の本市のスポーツ行事に関わる役割を担っておられるのでしょうか。また、何か学校現場との関わりでやっておられることがあれば教えていただきたいと思います。

○高須教育長

はい、青木次長。

○青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長

まず、1点目の中学校区地域に均等に配置されているのかという御質問につきましては、以前に体育指導員という名称でございました現在のスポーツ推進委員に関しては、地域でできるだけ均等に配置するようにというお話もございました。しかし、そのときに保健体育審議会答申の中で、有資格者の登用、それから女性の登用、若年層の登用というのが示されました。

本市におきましては、ここにスポーツインストラクターが記載されております。本市独自でインストラクター養成講習会を実施しております、この方々に寝屋川市スポーツリーダーズバンクに御登録いただくというようなシステムを平成13年から構築しております。議案書に記載しているC級スポーツ指導員は費用が必要である講習会に何度も行かなければいけませんが、市独自で8単位、例えば運動生理学であったり、発育発達概論であったりを規定して、それらを全て受講された方に寝屋川市スポーツインストラクターの認定をしている制度がございます。

この方々に幅広くお声を掛けさせていただいて、地域スポーツに関心のある方を現在は集めているというのが現状でございます。

また、役割に関しましては、寝屋川ハーフマラソン、それからエンジョイスポーツ、市民ウォーキング、カローリングの普及を現在目指しておられまして、流行りましたカーリングの陸上版で、カローリングというのがございます。これに関しましては、子供たち、あるいは障害者の方々も御参加いただける、気軽にやっていただける生涯スポーツとなっておりますので、現在はその普及に向けた研修会や出前講座を行っているという状況でございます。

○真野委員

はい、ありがとうございます。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第9号、寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、39ページでございます。

議案第10号、寝屋川市青少年指導員の推薦についてを議題といたします。

はい、川原課長。

○川原青少年課課長

ただ今御上程いただきました議案第10号、寝屋川市青少年指導員の推薦について、各中学校区寝屋川市青少年指導員推薦会議より推薦があり市長に内申するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市青少年指導員の任期が平成30年3月31日で満了となるため、新たに平成30年度・31年度の2か年の委嘱を行うためでございます。

次の40ページから45ページに第一中学校区から中木田中学校区までの青少年指導員候補者の名簿を記載しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第10号、寝屋川市青少年指導員の推薦についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、追加議案書を御覧ください。

1ページでございます。

議案第11号、寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第11号、寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、平成30年4月から本市の区域内に住所のある国立若しくは私立の小・中学校に通う児童生徒及び就学予定者の保護者を、就学援助制度の対象者に加える等、所

要の改正について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容について御説明を申し上げます。

内容につきましては、追加議案書3ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条第1項につきましては、児童生徒の定義についてでございまして、本市の区域内に住所を有している国立の小学校又は中学校若しくは私立の小学校又は中学校に就学している者を本制度の対象とするものでございます。

次に、第2条第2項につきましては、就学予定者の定義についてでございまして、国立若しくは私立小学校の就学予定者を本制度の対象とするものでございます。

次に、第4条第4項につきましては、第2条第2項において就学予定者の定義をいたしましたので、本文中の文言整理をするものでございます。

次に、第6条第2項につきましては、同項の対象となる者に、国立の小学校又は中学校に就学させている保護者及び私立の小学校又は中学校に就学させている保護者を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、藤田委員。

○藤田委員

就学援助を受けるためには、先ほど幼稚園等では所得割課税額が7万7,100円以下などとありましたが、教育扶助というのはどのくらいなのでしょうか。

○高須教育長

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

就学援助制度では、認定基準額等を定めておりまして、簡単に申し上げますと生活保護基準の係数1.16倍を掛けた金額を下回る方につきましては支給対象となるものでございます。生活保護基準につきましては、世帯数の人数割、世帯の年齢構成によって生活補助等の金額が異なりますので、実際にはその世帯員の全ての状況を踏まえた上で認定基準額を定めておりますので、御理解いただきたいと思います。

○高須教育長

はい、藤田委員。

○藤田委員

予測として、希望者が増えるということでしょうか。

○高須教育長

はい、藏守次長。

○藏守学校教育部次長兼教育政策総務課長

実情、正確に把握してはおりませんが、予算額といたしましては、私立若しくは国立に行っておられる方の5パーセント仮定の数字といたしまして、予算要求をしております。ただ、実情としまして5パーセントはいらっしゃらないと考えておりますが、大体年に数件ほど4月にお子さんを通わせている保護者が、収入条件が変わった、例えば、御主人が亡くなられたとか、離婚された等で収入条件が変わったということで御相談を受けるケースもございますので、その辺りの対応を含んで考えております。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第11号、寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに、事務局から報告事項があればお願ひいたします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会3月定例会を終了させていただきます。